

香美町事業者デジタル活用等整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を乗り越え、地域産業力の向上のための新たな創意工夫による事業展開に取り組む町内の中小企業者及び個人事業者に対して、予算の範囲内で香美町事業者デジタル活用等整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内に本店又は本所を有する事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める国又は県が実施する事業者の生産性革命を目的とした各種補助事業で、国又は県の採択を受けた事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用で、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香美町事業者デジタル活用等整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付

申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 国又は県に提出した補助金交付申請書（添付書類を含む。）の写し
- (2) 前号の申請に対する補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請期限は、令和2年12月28日までとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行い、その旨を香美町事業者デジタル活用等整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、香美町事業者デジタル活用等整備支援事業補助金変更申請書（様式第3号。以下「変更交付申請書」という。）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画等の変更をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。
- (3) その他補助金等交付決定通知を受けた時点と実績値が異なると見込まれるとき。

2 第7条の規定は、前項の変更交付申請書の提出があった場合に準用するものとし、その旨を香美町事業者デジタル活用等整備支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助決定者に通知するものとする。

3 事業内容の変更等に伴う補助金の増額は、原則として行わない。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、事業が完了したときは速やかに香美町事業者デジタル活用等整備支援事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 国又は県に提出した実績報告書の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 補助決定者は、前条の規定による書類等を提出し、町長の審査を受けた後、香美町事業者デジタル活用等整備支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金請求書を受理したときは、30日以内にこれを支払うものとする。

(決定の取消し)

第11条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助対象事業を承認なく変更又は取りやめたとき。

(3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 補助決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請、交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の日前に交付決定を行った補助金については、前項の規定に

かかわらず、この告示の失効の日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

| 補助対象事業   | 補助対象経費                              | 補助率                                 |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募要領（令和2年3月9日付全国中小企業団体中央会）に基づく補助事業           | 補助対象事業の実施に必要な経費                     | 3/20以内<br>（ただし、1事業者につき60万円を限度額とする。） |
| 令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金交付規程（令和2年3月10日付全国商工会連合会）に基づく補助事業<br>※事業再開枠を除く。        | 販路開拓等又は業務効率化の取組みに要する経費              |                                     |
| 令和2年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程（令和2年5月22日付サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）に基づく補助事業 | IT導入支援事業登録事業者による導入費用等に要する経費         |                                     |
| 兵庫県が実施する地域企業デジタル活用支援事業補助金公募要領（令和2年6月19日版新産業創造研究機構）に基づく補助事業                 | 地域産業力向上のための機械装置・システム構築費、技術導入等に要する経費 |                                     |